

All Japan Educational Model United Nations



United Nations
General Assembly
1st Committee (DISEC)

EIGHTIETH UNITED NATIONS GENERAL ASSEMBLY FIRST COMMITTEE

A/80/1/DR.1

Agenda item: AI と軍事 (AI and the military)

2025 年 8 月 5 日

Sponsor: Argentina, China, Costa Rica, India, Japan, Libya, Mexico, Pakistan, Panama, Portugal, Switzerland, United Kingdom, United States, and Vietnam,

第 80 回国連総会第一委員会は、

国際人道法 (International Humanitarian Law) を想起し、

AI に関する諮問機関の活動に好意を示し、

AI の発展は人類の発展にもつながることを認識し、

軍事用 AI の誤った使用に多大な危険性があることを認識し、

軍事用 AI の開発、展開、使用において関係者が適切な注意を払うようにする必要があることを認識し、

AI における分野に関する国際協力機関の不足を遺憾に思い、

生成 AI に関する包括的な国際協力機関が必要であることを確信し、

軍事用 AI に関する包括的な国際協力機関が必要であることを確信し、

国際機関の連携が重要であることを認識し、

AI 機能の使用に対する透明性の確保の重要性を確信し、

特定通常兵器使用禁止制限条約 (Convention on Certain Conventional Weapons) と国連軍事 AI 委員会 (United Nations Military AI Committee) の連携の必要性を認識し、

核兵器における人間関与の必要性を確信し、

安全保障理事会との連携の必要性を認識し、

AI に関する教育が不十分な現状を認識し、

AI により失業者が発生してしまうことを憂慮し、

適切な AI の管理が AI の安全性の向上につながると確信し、

AI が関与している緊急事態の際の国連総会での議論の必要性を認識し、

急速な AI 技術の進歩に国際社会が対応する必要性を確信し、

医療分野における生成 AI の利用が高リスクなことを考慮し、

1. 国連総会に対し、生成 AI に関する包括的な活動を目的とした委員会、国連 AI 構築委員会 United Nations AI Building Committee (UNABC) を設立することを強く要請する；
2. UNABC に対し、各国政府が生成 AI に関する国内状況の把握をするよう訴える；

3. UNABC に対し、各国政府から以下の内容の年次報告書の提出をするよう要請する：
 - a. 企業に対する生成 AI に関する相談事例,
 - b. 生成 AI の誤作動の事例,
 - c. 生成 AI に対する国内法整備の現状；
4. UNABC に対して、AI の管理に関する指針を各国に示すガイドラインの作成を訴える；
5. 国連総会に対し、軍事 AI に関する包括的な活動を目的とした委員会、国連軍事 AI 委員会（UNMAC）の設立を強く要請する；
6. 各国に対し、自国の安全保障が守られる範囲で UNMAC に以下の内容を含んだ報告書を提出することを強く要請する：
 - a. LAWS の保有状況,
 - b. LAWS の活用方針,
 - c. 軍事用 AI に関する誤作動についての事例,
 - d. 安全機能に関する監査の報告；
7. United Nations Military AI Committee (UNMAC) に対し、軍事用 AI の使用における責任の所在を明確にするために例示をレベルわけしたガイドラインの作成を二年以内に強く要請する；
8. UNMAC に対し、軍事用 AI の使用における責任の所在が明確になっていない場合、責任追及に関する会議を行うことを訴える；
9. UNMAC に対し、年次報告書により AI が危険だと UNMAC が判断した際、総会で議論を行うよう働きかけることを要請する；
10. UNMAC に対し、主文 8 の会議をもとに、国連総会で IHL をもとにした対応または制裁に関する議論を行うよう働きかけることを訴える；
11. 各国に対し、以下のような、国民に対する AI に関する教育の環境の整備を行うことを要請する：
 - a. AI の適切な利用方法,
 - b. AI が持っている危険性；
12. 各国に対し、自国での医療分野で使用する AI 技術に関して、開発者を明瞭にする目的でラベルを表示することを訴える；
13. 各国に対し、自国の軍事用 AI が明確に定義された用途を持ち、それらの意図された機能を果たすよう設計されているか監査することを促す；
14. 各国に対し、自国の軍事用 AI に誤作動防止を目的とした安全機能を搭載し、その機能が低下していないか監査することを要請する；
15. 各国に対し、安全機能が低下している場合、改善するよう促す；
16. UNMAC に対し、各国が保有している軍事用 AI の安全機能が低下したにもかかわらず改善しなかった場合、その国に勧告をするよう要請する；
17. 各国に対し、戦時下での AI 兵器の人間による最終決定または誤作動について、UNMAC に以下の内容を記す報告書を、最終決定または誤作動が起きた後の 100 時間以内に提出することを強く要請する；

- a. AI 機能を使った際の状況,
 - b. 使った軍事用 AI の詳細,
 - c. AI 機能使用の必要性;
- 18. 各国に対し、企業に生成 AI に関するユーザーフィードバックが出しやすい環境をつくるよう促す;
 - 19. 各国に対し、核兵器の使用に関して、人間が完全に関与し、AI が一切関わらないことを強く要請する;
 - 20. 各国に対し、すべての AI 兵器の最終決定権を人間が保有することを強く要請する;
 - 21. 国際社会に対し、国際人道法を厳守することを要請する;
 - 22. 各国政府に対し、AI による失業者への対応を行うことを促す.